

教育委員会事務局 文化財課
担当：庄田、安
内線：5634、5625
直 通 225-1844

国の文化財の登録について

令和4年1月21日（金）に開催された国の「文化審議会」（会長 さとう まこと 佐藤 信）において、文部科学大臣から諮問のあった下記の文化財の登録が審議され、答申された。今回の答申どおり登録されれば県内の国登録有形民俗文化財は2件となる。

記

登録有形民俗文化財 ななお よめのれん 七尾の嫁暖簾

〔 県内の国登録有形民俗文化財は平成25年3月に
「金沢の売薬製造・販売用具」が登録されている。 〕

ななお よめのれん
七尾の嫁暖簾

- 1 所有者 一般社団法人七尾家^{ななおや}（花嫁のれん館保管）
- 2 所有者の住所 石川県七尾市馬出町ツ部49
- 3 員数 103点
- 4 概要

嫁暖簾は北陸地方に特有な婚礼用具の一つであり、嫁入りする女性が生家から持参し、婚礼当日に婚家の仏間などに掛け、これを潜ることで婚家の一員として認められた。明治から昭和にかけて、次第に形状が幅広になると同時に、材質、色調、図柄などは華美になっている。鶴亀や松竹梅などの吉祥の図柄が描かれ、その上部には、生家の家紋が加賀友禅などで染め抜かれており、家紋の周囲を花柄などで優美に装飾した加賀紋のものもある。

北陸地方における嫁入り儀礼や染織文化の地域的な様相を理解する上で注目される資料である。



嫁暖簾 集合写真



加賀紋 (拡大)

嫁暖簾 (図柄：梅と柴垣 家紋：蔦 (加賀紋))